



閣 総 第 212 号  
令和元年 8 月 15 日

## 行政文書不開示決定通知書

山 中 理 司 殿

内閣官房内閣総務官

原 邦 彰



令和元年 6 月 18 日付け行政文書の開示請求（令和元年 6 月 20 日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

国会議員から質問通告があった場合における、答弁担当省庁の割り振り方が書いてある文章（最新版）

#### 2 不開示とした理由

本件対象文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### 3 担当課等

内閣官房内閣総務官室（国会担当） TEL:03-5253-2111 内線 82150

## < 説明事項 >

### 1. 不開示部分に係る不服申立て等

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求書の提出先は次のとおりです。（「4 担当課等」に記載の連絡先とは異なりますのでご注意ください。）

#### （審査請求書の提出先）

内閣官房 内閣総務官室調整担当

〒100-8968

東京都千代田区永田町 1-6-1

電話：03-5253-2111（内線 85130）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 2. 担当課等

ご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

内閣官房内閣総務官室（国会担当） 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1  
電話：03-5253-2111（内線 82150）